

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「と(6)」を「と(7)」に改め、同号(1)中「一三度三〇分一一、〇六〇メートル」を「一一度一五分一一、六五〇メートル」に改め、同号(2)中「一七度一五分一〇、九七〇メートル」を「一七度三〇分一一、四七〇メートル」に改め、同号に次のように加える。

(7) 第二海堡灯台から一三度三〇分一一、〇六〇メートルの地点

別表第二第十一号(7)及び(8)を次のように改める。

(7) 新門司防波堤灯台（北緯三三度五二分二三秒東経一一一度三六秒）から八七度三〇分一五、二五〇メートルの地点

(8) 新門司防波堤灯台から九〇度一四、七七〇メートルの地点

別表第二第十一号(16)から(19)までを次のように改める。

(16) 門司崎灯台から二一六度四五分三、四〇〇メートルの地点

(17) 砂津防波堤灯台（北緯三三度五三分三七秒東経一三〇度五三分三八秒）から六三度一五分三、六六

〇メートルの地点

(18) 砂津防波堤灯台から七三度二、三七〇メートルの地点

(19) 砂津防波堤灯台から七二度一五分一、五四〇メートルの地点

別表第二第十一号(20)中「(北緯三三度五三分二七秒東経一二三〇度五三分三八秒)」を削る。

別表第二第十一号(29)から(34)までを次のように改める。

(29) 若松洞海湾口防波堤灯台から一〇七度三〇分三、四八〇メートルの地点

(30) 砂津防波堤灯台から二二度二、二三〇メートルの地点

(31) 砂津防波堤灯台から四二度二、三四〇メートルの地点

(32) 砂津防波堤灯台から五三度三、四二〇メートルの地点

(33) 砂津防波堤灯台から五二度三、七四〇メートルの地点

(34) 門司崎灯台から二三〇度四五分二、九一〇メートルの地点

別表第二第十四号(7)から(13)までを次のように改める。

(7) 田平港西防波堤灯台（北緯三三度二一分四八秒東経一二九度三四分二七秒）から三一九度七七〇メ

ートルの地点

(8) 田平港西防波堤灯台から一六〇度四五分三八〇メートルの地点

(9) 田平港西防波堤灯台から一七七度三〇分七四〇メートルの地点

(10) 田平港西防波堤灯台から二〇六度三〇分七三〇メートルの地点

(11) 田平港西防波堤灯台から二〇六度四五分七〇〇メートルの地点

(12) 田平港西防波堤灯台から二三五度一五分四六〇メートルの地点

(13) 田平港西防波堤灯台から三〇一度四五分一、一二〇メートルの地点

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

開発保全航路のうち中ノ瀬航路の区域を変更する等の必要があるからである。